

令和7年9月24日

目黒区長  
青木英二様

目黒区議会議長  
鈴木まさし

令和7年9月11日の大雨対応に係る緊急要望（その1）について

令和7年9月24日開催の区議会災害等対策会議において決定した緊急要望を下記のとおり提出いたします。

#### 記

- 1 西小山弁天通り商店街は、大雨でスーパー、個人店舗など多くの事業者が床上浸水となった。しかし、目黒区の支援対応は主に個人住宅の被害のみとなっている。目黒区では融資相談、国では災害復旧貸付、日本政策金融公庫、マル経融資の制度があるが、事業主（店主）はお金を借りてまでお店を再建するという気持ちにはならず、実際に申請となると躊躇している。店内改装には莫大な費用がかかるため、廃業も視野に入ってくる。品川区は、事業者等も災害見舞金支給の対象となるが、目黒区では店舗の水害貸付金、災害見舞金も対象外であり、次のことを要望する。
  - (1) 災害見舞金の対象を事業所、店舗等に拡充すること。
  - (2) 国や都の補助金活用を含めた事業者の再建に向けた支援を早急かつ円滑に行うこと。
- 2 中央体育館は、大雨により雨漏りが発生し、本来は8面利用できるはずのところ6面しか利用できない状況となっている。しかし、利用料金は従来どおりの8面分が請求されており、利用者から不満の声が上がっている。利用を一時休止し雨漏り修理を行うか、利用料金を6面分に減額するなどの相応な対応をすること。
- 3 罹災証明発行の申請をしている区民に対して、区側から提供している資料

を共有すること。一例として、災害ごみ処理や消毒液提供などのチラシ。

- 4 ボランティアセンターによる清掃や片付けボランティア希望者の派遣を手配すること。
- 5 被災者への対応を迅速かつ適切に進めていくため相談体制について、次のことを要望する。
  - (1) ワンストップ相談窓口を設置すること。
  - (2) 被災地域で出張相談会を開催すること。
  - (3) 様々な相談業務等において、区との相互協定に基づき行政書士を活用した円滑な対応を図ること。

以 上